

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）柳井市長

申請者住 所
氏 名
（連絡先 ）」

柳井市移住支援事業費補助金交付申請書

このことについて、柳井市移住支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請内容等について

申請する補助金の種類				※該当するものに☑を記入してください。			
<input type="checkbox"/> （1）移住就業等支援事業 <input type="checkbox"/> 就業（一般・専門人材）／ <input type="checkbox"/> 創業							
<input type="checkbox"/> （2）地方就職学生支援事業 <input type="checkbox"/> 交通費 / <input type="checkbox"/> 移転費							
世帯に関する要件について							
※（1）移住就業等支援事業の申請者は該当するほうに☑を記入し、世帯員について記入してください。							
<input type="checkbox"/> 単身世帯 / <input type="checkbox"/> 2人以上の世帯							
(フリガナ) 世帯員の氏名		続柄	生年月日 (転入時の満年齢)		転入後の新たな 勤務先(学校)の名称		
1			年 月 日 (歳)				
2			年 月 日 (歳)				
3			年 月 日 (歳)				
4			年 月 日 (歳)				
5			年 月 日 (歳)				

2 各種確認事項（該当するものに○を付けてください）

別紙「補助金の交付申請に関する契約事項」に記載された内容について	誓約する	誓約しない
別紙「柳井市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	了承する	了承しない
（就業又は創業の場合） 申請日から5年以上継続して柳井市に居住する意思について （地方就職学生の場合） 転入日から5年以上継続して柳井市に居住し、県内の企業に就業する意思について	誓約する	誓約しない
（就業（専門人材のみ）） 山口県が行うプロフェッショナル人材事業又は内閣府が行う先導的人材マッチング事業を利用した就業である。	該当する	該当しない
（就業（専門人材のみ）） 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。	該当する	該当しない
申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	反社会的勢力又は反社会的勢力と関係が有る者ではない	反社会的勢力又は反社会的勢力と関係が有る者である

【添付書類】

移住就業等支援事業

- (1) 世帯全員の転入後の住民票（続柄の記載があるもの）
- (2) 以下の要件を満たすことを証明する書類
 - ①転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏に居住し、東京23区内へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していたこと。かつ②転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に居住していたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間においては転入日の3か月までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- (3) 補助対象者の就業証明書（第2号様式）又は創業補助金の交付決定通知書の写し
- (4) 世帯全員の本市市税の滞納がないことの証明書
- (5) 本人確認書類（写真付き）

地方就職学生支援事業

- (1) 転入後の申請者の住民票（在学中に交通費の申請を行う場合は、転入後に提出）
- (2) 就職先企業による証明書（第3号様式）
- (3) 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）。ただし、在学中に交通費を申請する場合は在学証明書
- (4) 交通費、移転費（内訳がわかるもの）の領収書
- (5) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書等）
- (6) 本人確認書類（写真付き）